

令和6年度 事業報告

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月31日

公益社団法人 富山県バス協会

令和6年度の我が国経済は、能登半島地震の影響もあり一時停滞感を強めたものの個人消費の復調やインバウンド需要により回復基調となりました。

しかしながら、海外景気の減速・停滞や円安、人手不足等の不安要素を抱え先行き不透明感の拭えない年となりました。

バス事業においては人口減少、少子高齢化の進行や燃料費をはじめ諸物価の高騰が続く中、4月からの働き方改革によって運転者不足が一層深刻化し、その影響は路線バスや高速バスの減便や路線廃止にまで及び、貸切バスにおいては旅行需要に応じきれない局面もありました。

他方、訪日外国人客数は円安を背景に増加を続けており、令和6年は約3,686万人と過去最高を記録し、コロナ禍前の令和元年との比較でも500万人増となり、北陸地方では、能登半島地震の災害復興支援に加え、3月には観光産業の復興支援を目的とした観光支援策「北陸応援割」の実施や北陸新幹線の敦賀延伸、さらには10月から12月にかけては北陸デスティネーションキャンペーンが展開されたことから、その経済波及効果が大いに期待されたところでありました。

ところが、富山県内の令和6年の延べ宿泊者数は、速報値ベースで367万7千人と令和5年比では93.5%と減少し、令和元年比でも96.6%と再びコロナ禍前を割り込むものとなりました。

また、貸切バス会員事業者の令和6年度(令和7年2月期まで)運送収入は、対前年比118.6%(令和元年度比84.7%)となりましたが、これは令和5年10月に実施された運賃改定効果の想定内に収まるもので、期待されたほどの経済効果は見られませんでした。

富山県内の乗合バス事業や高速バス事業においても、貸切バス事業同様コロナ禍前の水準には戻っておらず、依然として厳しい事業環境にありますが、富山県バス協会は会員事業者とともに安全の確保を最重要課題として、事業者が安定的な経営環境の元で公共的使命を果たし、地域社会の発展に資することが出来るよう、日本バス協会や行政機関と緊密に連携しながら各種事業に取り組んでまいりました。

令和6年度における事業概要は次のとおりであります。

事業の概要

1. 乗合・高速バス事業

富山県内における令和5年の年間乗合バス輸送人員は、6,479千人と前年比で103.2%、令和元年比で84.2%となっており、令和6年上半期の輸送人員においても前年同期比103.7%、令和元年同期比は86.0%と緩やかながらも回復傾向を示しております。

一方で、高速バス事業の状況は運転者不足によって減便、運休措置に踏み込まざるを得ず、令和5年6月期に97便/日あった運行便数は令和6年6月期には67便/日にまで減少し、これに伴い運送収入も減少し経営を圧迫する要因となっています。

2. 貸切バス事業

会員事業者の貸切バス事業の収入状況等は前述のとおりであります、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、令和6年12月末には会員事業者19社が認定を受け、内訳では13社が三ツ星、4社が二ツ星、2社が一ツ星認定となっております。

なお、本制度は令和7年度申請から運転者の技術向上や健康管理等への取り組みの評価基準が高められ、最高ランクが五ツ星となるなどの抜本的な制度の見直しがなされることから、引き続きこの取り組みを強化して利用者の安心向上を図り、貸切バス事業の振興に努めることとしております。

3. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

令和6年度において運輸事業振興助成交付金を活用し、バス旅客運輸事業の振興を積極的に展開しました。

具体的な事業は、以下のとおりです。

- (1)「バスの日（9月20日）」に因んだ行事として、令和6年度はバスのイメージアップと利用促進を図るべく「バスの日」PRポスターを路線バス車内に掲出したほか翌年度の小学校入学よりバス通学を予定している幼稚園児を対象として路線バスの乗り方教室を実施しました。
- (2)会員事業者のバス車両購入や安全性向上のための機器導入、バス利用者の利便性向上に資するバス停留所の標識改善や施設整備等の事業に対して一定の助成を行いました。
- (3)安全運行の確保に関連する運転者の適性診断（初任・一般・適齢・カウンセリング）、運行管理者基礎講習並びに一般講習、運輸安全マネジメント講

習等への会員事業者職員の受講に対して助成を行いました。

- (4) 交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣しました。
- (5) 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における事業者の認定取得を推進すべく申請料の半額助成を実施しました。
- (6) 「貸切バス適正化事業」における事業者の負担を軽減すべく、各事業者負担額の半額助成を実施しました。
- (7) 「運転者教育訓練助成制度」における事業者が独自に実施する研修に助成しました。
- (8) 長年に亙る運転無事故者等の優良従業員の功績を称えて表彰を行い、バス事業従事者の安全意识の向上を図りました。
- (9) 貸切バス事業者に対して令和 6 年度より新たに義務付けられた録音及び録画による点呼記録の保存、アルコール検知器使用時の写真撮影、デジタル式運行記録計による記録等に必要となる機器の導入に対して助成をしました。
- (10) 日本バス協会の中央事業の活用を積極的に会員に推進し情報提供をするとともに、会員のその制度活用の際し、所要の手続きを行いました。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、国が行う 9 月の「自動車点検整備推進運動」に連携して、日本バス協会と共に 9 月～11 月の 3 か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施しました。

また、11 月を「エコドライブ強化月間」として、アイドリングストップ等の取り組みを行いました。

5. 安全輸送対策の推進

- (1) 全国交通安全運動及び交通安全県民運動並びに年末年始の輸送安全総点検に積極的に参加することとし、本運動に際し「乗合・貸切合同委員会」を開催し、富山運輸支局及び富山県警察本部より講師を招いて研修会を開催しました。あわせて本運動に際し、啓発活動の一環として関連ポスター・リーフレットの配布を行いました。
- (2) 運行管理者研修の実施について自動車事故対策機構からの通知を受けて会員事業者に周知し、受講漏れの無いよう啓発しました。
- (3) 整備管理者選任前・後研修について運輸支局からの開催通知を周知し受講の促進を図りました。

- (4) 富山県警、石川県警及び石川県バス協会と共同で広域バスジャック訓練を実施しバスジャック対策の一助としました。
- (5) バスの車内事故防止を図るため、7月を「車内事故防止キャンペーン」期間として啓発に取り組みました。
- (6) 秋の全国交通安全運動期間中に併行実施される「飲酒運転防止週間」を会員事業者に周知し、飲酒運転撲滅運動を展開しました。
- (7) 富山県の消防・防災研修施設である四季防災館を活用して防災・救急救命研修会を開催し、防災座学、地震体験、消火訓練、煙火災体験、AEDを活用した救急・救命訓練等（令和6年12月・令和7年1月に全6回、119名参加）を実施しました。
- (8) 「安全教育研修会」を開催（令和7年2月、全4回、71名参加）し、自動車事故対策機構より専門家を招いて事故防止のための安全教育を行い、さらにビデオ学習やチェックシートを用いて安全意識や健康管理意識の向上を図りました。また、令和5年4月、当協会と富山県において締結した「災害時の緊急・救援輸送に関する協定」を基に、富山県防災危機管理課の協力を得て、専門家より原子力防災知識を学びました。

6. 広報活動の推進

- (1) ホームページにより、富山県バス協会の活動を適宜紹介するとともに、特に交通安全運動を積極的に推進すべく広報活動を展開しました。
また、バス協会の定款及び令和5年度事業報告書・収支決算書・令和6年度事業計画書・収支予算書等関係事項を掲載しました。
- (2) 県内路線バスの位置情報・運行状況・遅延情報が検索できる「とやまロケーションシステム」のPRポスターを作成し路線バス、市内軌道、電車の車内や鉄道駅に掲出しました。（ポスター掲出事業第11弾）

7. 働き方改革への対応

- (1) 令和6年春季労使交渉について、円滑な交渉を図るため日本バス協会からの関連情報を収集し提供しました。
- (2) 働き方改革への対応や人材確保支援等の知見を深めるため、9月開催の乗合・貸切合同委員会にあわせて専門講師を招き研修会を開催しました。
- (3) 日本バス協会の「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、令和6年度から適用された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正を周知し、適合に対する事業者の取り組みを支援しました。

8. その他

- (1) 令和 7 年度税制改正及びバス事業関連事項の要望等について日本バス協会を中心として関係政党及び関係省庁並びに地方自治体等に要望書を提出しました。
- (2) 日本バス協会の「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」に基づき、訪日外国人観光客を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの実現を目指し、バス事業におけるハード・ソフト両面に互る施策を会員事業者に周知・啓発しました。
- (3) 県内各市町村の地域公共交通会議に出席し、各地域の交通計画等その動向と情報の把握に努め、意見・提言を行いました。
- (4) 令和 7 年 4 月から開催される大阪・関西万博の開業前貸切バス事業者向け視察会を実施し、2 日間（3 月 27 日、28 日）で会員事業者の運転者等計 66 名が参加しました。

令和 6 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので付属明細書は作成しません。